

事 務 連 絡
令和2年3月26日

各市町立小・中・義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総務・給与担当室長

「健康保険・厚生年金保険 資格喪失証明書」の送付について

別添のとおり、社会保険適用者の資格喪失証明書を送付します。

つきましては、本人へお渡しくделаいますようお願いします。

なお、記載内容に誤り等がある場合は、東部教育事務所 社会保険担当まで御連絡ください。

※ 特に、退職日及び資格喪失日について、確認をお願いいたします。

原則として退職日＝任期満了日です。資格喪失日は退職日の翌日となります。ただし、1日空きで再度県教育委員会に任用される場合、資格喪失日は退職日の翌々日となりますので、御注意ください。なお、年度をまたいで任用されている方については、4月1日以降共済組合加入となることから、3月31日を退職日としています。

※ 同封している社会保険被保険者あての通知については、大変お手数ですが、必要枚数をコピーしてお使ください。

総 務 ・ 給 与 担 当
TEL：048-737-2727

事 務 連 絡
令和2年3月26日

社会保険被保険者 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総務・給与担当室長

「健康保険・厚生年金保険 資格喪失証明書」の送付について

別添のとおり、社会保険適用者の資格喪失証明書を送付します。

つきましては、記載内容について御確認いただき、誤り等がある場合は、勤務校の事務担当者を通じて、東部教育事務所 社会保険担当まで御連絡ください。

※ 退職日＝任期満了日です。資格喪失日は退職日の翌日となります。ただし、1日空いて再度県教育委員会に任用される場合、資格喪失日は退職日の翌々日となりますので、御注意ください。年度をまたいだ任用が出ている方については、4月1日以降共済組合加入となりますので、退職日を3月31日としています。

総 務 ・ 給 与 担 当
TEL：048-737-2727